

1949年の「夢」 1950年の「現実」 : 朝日新聞の「中立」社説をめぐって

OKU, Takenori / 奥, 武則

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

53

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

62

(発行年 / Year)

2006-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002033>

1949年の「夢」 1950年の「現実」

——朝日新聞の「中立」社説をめぐって——

奥 武 則

1 課題の設定——「戦後民主主義」への視点

「戦後」と呼ばれてきた時代はすでに60年を超えた。「戦後」を大きく規定していた冷戦構造は崩壊した。その「国内版」である「55年体制」なるものも当然に消えた。戦争を知る人々は少数派となり、戦争体験の風化が言われて久しい。「戦後」というかたちで時の流れを把握することにはもうリアリティがないのだろうか。私たちはもう「戦後」という時代認識を捨て去るべきなのだろうか。

日高六郎が、京都精華大学で行っていた「戦後思想史」という授業に関連して「色とりどりのあざやかな服を着て、美しい」「まだ二〇歳にならない少女たち」の一人に、「私の知らないことばかりでおもしろい。昔の歴史って感じね」と、授業の感想を言われたというエピソードを記したのは、1976年のことである¹⁾。それから、すでに30年余りの時が過ぎた。そう、「戦後」はとっくに「昔の歴史」になっているのだ。

しかし、ことはそう単純ではない。

「戦後」（「戦争」の「後」）といったときの「戦争」の結果が、この日本をいまだ大きく規定していることは明らかだろう。たとえば、朝鮮半島は南北に分断されたままである。この稿を書いている時点では、北朝鮮による弾道ミサイル発射が大きな国際問題になっている。中国・韓国・ロシアを含めた国際社会の制止を振り切って行われた行動が許しがたい暴挙であることは明らかだとしても、ここには日本がなお直面する「戦後」の現実がある。中国や韓国に関しては「靖国」をめぐってぎくしゃくした関係が続く。そこでは、「A級戦犯」という、まさに「戦争」に直結した問題が争点になっている。

「戦後」は私たちにとって過ぎ去りようとしてなかなか過ぎ去らない過去というべきだろう。「戦後」はいまなお問うべき、問われるべき対象としてある。そこには多くの「問題」が未決のまま横たわっている。小稿は、こうした認識から出発する。

とはいえ、「問題」は多様である。小稿が対象とするのは「戦後」がはらむ問題群のごく一部分にすぎない。その入り口は、まずは「戦後民主主義」と総称されるものである。

小熊英二によれば「戦後民主主義」という言葉を使ったいちばん早い事例は1958年に松下圭一が『中央公論』1958年11月号に発表した「忘れられた抵抗権」という論文中である²⁾。松下はここでは戦後の民主化や革新的運動を総称して「戦後民主主義」と呼んだ。小熊も指摘しているよう

に、この言葉は60年代以降には揶揄的ないし否定的な意味で使われることが多くなる。だが、そうした流れの一方、「戦後民主主義」への変わらぬ「支持」も続いた。

「戦後民主主義のチャンピオン」といった決まり文句を冠せられることの多かった丸山眞男は、よく知られているように1964年、「戦後民主主義を「占領民主主義」として一括して「虚妄」とする言説」を「新たな戦後神話」と批判し、「大日本帝国の「实在」よりも戦後民主主義の「虚妄」の方に賭ける」と宣言した³⁾。

1994年にノーベル文学賞を受賞した大江健三郎が「戦後民主主義者の自分には似合わない」として文化勲章を辞退したことを思い出す人もあるかもしれない。丸山や大江にとって（と2人を並べることに私自身、大いに抵抗感があるのだが、それはともかくとして）、「戦後民主主義」はいつまでも光り輝く、手ばなしてはならない大切なものなのである。

こうした「戦後民主主義」に対する毀誉はとりあえず、ここでの主題ではない。「戦後民主主義」についてことごとく定義することもしない。松下圭一が当初使った程度の意味合いをまずは確認しておけばいい。ただ、その「核心」と思われるものについてだけ、以下簡単にふれる。

いうまでもなく「戦後民主主義」以前、日本に民主主義がなかったわけではない。大正デモクラシー、さらには明治の自由民権運動にさかのぼることもできるだろう。1932年、五・一五事件で犬養毅が暗殺され、政党内閣が終焉するまで、私たちの国にはまがりなりにも「憲政の常道」という言葉さえあったのだ。だが、天皇制国家は言論の自由を封殺して戦争への道をひた走った。

民主主義は戦後日本に改めて戦争の勝者から「天降る贈り物」としてもたらされた。「天降る贈り物」とは、ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』第2章のタイトルである⁴⁾。ダワーはそこで政治漫画家の加藤悦郎の卓抜な作品を参照している。「天降る贈り物」と題されたその作品は、「民主主義革命」と書かれたドラム缶をつるしたパラシュートが次々と空から降ってくるのを、地上の人々が両手を挙げて大歓迎しているさまを描いている。米国によって敗戦国日本にもたらされたものが「戦後民主主義」にほかならない。

「戦後民主主義」は日本国憲法というかたちで具現化される。1946年11月3日に公布され、翌年5月3日に施行された新憲法は、主権在民・基本的人権の尊重・戦争の放棄を3原則とした。後に「戦後民主主義者」を名乗る大江健三郎が愛媛県内子町の新制中学に入学したのは、まさにその新憲法施行の年だった。憲法の内容を、その名も『民主主義』という教科書を通じて学んだ感激を彼は繰り返し語っている。たとえば、「戦後世代と憲法」という一文⁵⁾をみてみよう。

大江は「ぼくは上下二冊の『民主主義』というタイトルの教科書が、ぼくの頭にうえつけた、熱い感情を思い出す⁶⁾という。もっともその「熱情」は当初は、『民主主義』が「分厚く、がっしりした、素晴らしい本で、滑稽なさし絵まで入っていた」ことによるものだった。本は生徒全員分はなく、くじ引きで配られた⁷⁾。

そのようないきさつもあって『民主主義』を教科書に使う憲法の時間は、ぼくらに、なにか特別のものだった。そしてまた、修身の時間のかわりの、新しい憲法の時間、という実感のとおり、戦争からか

えてきたばかりの若い教師たちは、いわば敬虔にそれを教え、ぼくら生徒は緊張してそれを学んだ。ぼくはいま、《主権在民》という思想や、《戦争放棄》という約束が、自分の日常生活のもっとも基本的なモラルであることを感じるが、そのそもそもの端緒は、新制中学の新しい憲法の時間にあったのだ⁸⁾。

「谷間の村の新制中学」で『民主主義』という聖典を介して行われた「バイブル・クラス」というべきか。ともあれ、私はこうした大江の回想に、「戦後民主主義」と総称されるものの「核心」を重ねたいと考える。むろん、ここで「核心」と呼んだものは、思想や理論としての「戦後民主主義」のものではない。つまりは「戦後民主主義」を支えるメンタリティーの根っこにあるものだ。重ねて、大江の言葉を引こう。

ぼくの記憶では、新制中学の社会科の教師が、現在の日本大国風のムードにつながる最初の声を発したのが、《戦争放棄》をめぐるものであった。日本は戦いに敗れた。しかも封建的なものや、非科学的なものの残りかすだらけで、いまや卑小な国である。しかし、と教師は、突然に局面を逆転させるのだった。日本は戦争を放棄したところの、選ばれた国である。ぼくはいつも十分に活躍する最後の切札をもってトランプ・ゲームをやっているような気がした。このようにして、《戦争放棄》は、ぼくのモラルのもっとも主要な支柱となった⁹⁾。

大江をインスパイヤーした社会科教師の心情は終戦から間もない時期の日本で少なからぬ人々に共有されていたろう。こうした広がりや基底に、終戦間もない時期のメディアでは《戦争放棄》を具体的な「国のかたち」に結びつける議論が行われた。小稿はそうしたメディア言説の一つだった「中立・日本」をめぐる新聞社説を直接の対象とする。

1949年3月、来るべき占領終結・講和を控えて、日本の中立がにわかに問題化する。朝日新聞は社説「中立への道」を掲げ、米ソ対立の中で日本が中立を維持することの重要性を説いた。連合国軍総司令官マッカーサー元帥の発言を受けたものだったが、後にくわしく検討するように、これはある種の誤解に基づくものだった。実現性のないという意味で、それは「夢」だった。「夢」は翌年6月、朝鮮戦争の勃発という「現実」にもろくも吹き飛ばされてしまう。

小稿はこの朝日新聞の「中立」社説の来歴とその後になんとか光を当てるものである。対象それ自体は戦後言論史のささやかなエピソードに過ぎないといえるかもしれない。占領期のメディア史あるいはジャーナリズム史そのものに関して何ごとか新しい知見を加えようとするものでもない。しかし、すでに述べたように、この「中立」社説は「戦後民主主義」の心情を具体的な「国のかたち」に結びつけたものだった。1949年から翌年までというごく短い期間を対象に新聞メディアの言説を素材に、戦後言論史の大きなテーマである「戦後民主主義」の思考様式を垣間見ることが、ここでの課題である。

2 占領期の言論空間——言論統制権力の移行

《1949年の「夢」》を議論する前提として、ここでは占領期の言論空間についておさらいしておきたい。占領期の言論空間のあり方を把握しておくことは、小稿の課題にとってきわめて重要である。この分野ではすでに連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が収集した資料（いわゆる「GHQ資料」¹⁰⁾）などを利用したいくつかの浩瀚な研究¹¹⁾があり、以下の小稿もそれらに多くを拠っている。もとより、占領期の言論空間をトータルに述べることはできない。小稿の課題との関連で、その本質と考える点を明らかにしたい。

戦中の日本においては厳しい言論統制が行われていた。佐藤卓己の最近の研究¹²⁾が指摘しているように、言論機関・言論人が一方的に「被害者」だったわけではないとしても、事実として自由な言論空間がなかったことは明らかである。

日本国家による言論統制の最終局面を教えてくれるのは、ポツダム宣言受諾に際して行われた「大東亜戦争終結交渉に伴う輿論指導方針」である。1945年8月14日午後5時、情報局が報道機関に示した。「政府は今回の交渉に立ち至った経過及び内容に立ち入らず全国民の結束と奮起を要望しをれり。国内の輿論は全国民の結束を保持し國體を護持して未曾有の困難に処すべきこと」という前文の後、次のように強調すべき点と「取締事項」各4項目を並べている（この文書の原本は見つかっていないが、当時、読売新聞関係者が筆写したものが、残されている¹³⁾）。

- イ 現下最大の問題は御心を奉戴してあくまで國體を護持して君臣親和一体、全国民一致結束して臥薪嘗胆、もつて未曾有の国難に当るべきを強調
- ロ この未曾有の国難を招来したについては国民のことごとくが責任をわかち上 陛下に対し奉り深く謝し奉り匪躬の誠を表し奉るとともに皇国伝統の精神を遺憾なく發揮して一切の事態に対処すべきを強調
- ハ 今後の難局を打開するは戦争以上の艱難辛苦にして、あくまでこれを克服して、もつて一路国隆に邁進すべきを強調
- ニ 時局に痛恨のあまり同胞互いに傷つけ合ひ、または経済、社会、道德的混乱を惹起するに
おいては皇国滅亡すべきことを強調

[取締事項]

- イ 共産主義的、社会主義的言論は厳重に取り締る
- ロ ことここに至りたるに対する一般の痛憤悲哀または批判はこれを認めるも廟議決定方針に反する戦争継続論または国内結束を乱すが如き論議は厳重に取り締る
- ハ 軍および政府の指導層（戦争指導責任者）に対する批判は一切不可
- ニ 直接行動を示唆し、または自暴的言論は厳に取締りの対象となる

[注意] 臥薪嘗胆の意味は将来わが国の版図を拡大するための意味ではなく世界平和建設のためにするとの意味を持たすこと

ここでは「一億総懺悔」という言葉こそ使われていないが、内容的には要するに「一億総懺悔して國體護持のための報道をしろ」ということである。朝日新聞をふくめ、各紙は、この方針にきわめて忠実な紙面を作ることになる。「終戦記念日」としてその後、日本人の記憶に刻み込まれるようになる8月15日の紙面は、その最初の「成果」だった。その紙面は写真、記事ともさまざまなかたちで事前に用意されていた¹⁴⁾。それはこの情報局による「輿論指導方針」に基づき、その方針を見事に具現化した紙面だったといっている。

翌16日には、朝日新聞は「噫 玉音を拝す」と題した社説を掲げた。「帰一せる万民赤子の忠誠心のみが、維れ日新たに新しき日本の方途を切り開くであらう」と、天皇への忠誠心によって「新日本」を建設しようという呼びかけである。これも15日の紙面同様「輿論指導方針」にぴったりと沿っている。

8月23日、朝日新聞は「自ら罪するの弁」と題した社説を載せた。タイトルだけみれば、新聞の戦争責任を自己批判した内容と思うかもしれない。『朝日新聞社史』も「朝日が新聞人としての自己批判を社説でおこなった」事例として、誇らしげに記している¹⁵⁾。たしかに「吾人は決して過去における自らの落度を曖昧にし終らうとは思つてゐないのである」といったことも書かれているのだが、くわしく内容を検討してみると、自らを「罪する弁」はまことに歯切れが悪いことが分かる。

その「歯切れの悪さ」については注記にとどめる¹⁶⁾。ここで注目したいのは、「自らを罪する」前提として、この社説は「責任は、決して特定の人々に帰すべきではなく、一億国民の共に偕に負うべきもの」という認識を前提にしていることである。これはまさに「輿論指導方針」の線に沿って「一億総懺悔」を国民に求めたものにほかならない。

「一億総懺悔」という言葉は、しばしば東久邇稔彦のものとして伝えられている。しかし、その言葉が「一億総懺悔」というかたちで巷に広まったのは、実はメディアの力だった。

ポツダム宣言受諾の後、初の「皇族内閣」（当時は東久邇宮稔彦王）を組織した東久邇は、1947年8月26日、記者会見を行い、所信を明かにした。その内容は8月30日の各紙に掲載された。「一億総懺悔」につながる発言は「この際、私は軍官民、国民全体が徹底的に反省し懺悔しなければならぬと思う。全国民総懺悔することがわが国再建の第一歩であり、わが国内団結の第一歩と信じる」という部分である。たしかに「総懺悔」という言葉が使われている。意味的にも「一億総懺悔」ということには違いはない。だが、そこには「一億総懺悔」というフレーズはなかった。

一方、その日、朝日新聞は「首相宮殿下の談話」と題した社説を載せた。それは次のように結ばれていた。

首相宮が尊い御身をもつて、日夜国政に御苦心遊ばされてゐるとき国民が輕挙妄動すべきでないことは、ここに言ふまでもなからう。正に一億総懺悔の秋、しかして相依り相扶けて民族新生の途に前進すべき秋である。

東久邇宮の首相就任は「皇族」（つまり、天皇の「身内」）という権威を利用するためだった。この社説はまさにその方向で書かれている。「一億総懺悔」というフレーズの「一億」はいうまでもなく、台湾と朝鮮半島の人々を含んだ数である。ポツダム宣言の受諾によってそれらの地域は植民地ではなくなった。「全国民総懺悔」として東久邇宮がそうしたことを意識していたかどうかはともかく、「一億一心」を繰り返し強調してきた新聞は、臆面もなくそれを「一億総懺悔」に言い換えたのだった。

以上、ごく簡単にみたことから明らかなように、8月15日以降も、基本的には戦中と同じ言論空間が続いていたのである。もちろん、GHQによるメディア統制が動き出していたとはいえ、「未曾有の国難」における「國體の護持」を目指すという意味では、日本政府（内務省・情報局）による言論統制はこの時期、むしろ強化されたというべきかもしれない¹⁷⁾。

こうした状況に変化をもたらしたのはいうまでもなくGHQだった。同盟通信社の業務停止命令（9月14日）や朝日新聞の2日間発行停止命令（9月18日）といった強権発動を経て、9月19日、「日本新聞規則ニ関スル覚書」（Memorandum concerning Press Code for Japan）が示される。以下の10項目である。

- 1 ニュースは厳格に真実に符合するものたるべし。
- 2 連合国又は間接公安に害する惧ある事項は印刷することを得ず。
- 3 連合国に対する虚偽又は破壊的批評は行はざるべし。
- 4 連合国占領軍に対する破壊的批評及び軍隊の不信若くは憤激を招く惧ある何事も為さざるべし。
- 5 連合軍部隊の動静に関しては公式に発表せられたるもの以外は発表又は論議せざるべし。
- 6 ニュースの筋（news stories）は事実即し編集上の意見は完全に之を避くべし。
- 7 ニュースの筋は宣伝的意図を以て着色することを得ず。
- 8 ニュースの筋は宣伝的意図を強調又は拡大する目的を以て微細の点を過度に強調するを得ず。
- 9 ニュースの筋は関係事実又は細目を省略することに依り之を歪曲するを得ず。
- 10 新聞の編集に於てニュースの筋は宣伝的意図を設定若くは展開する目的を以て或るニュースを不当に誇張するを得ず。

GHQは9月29日、「新聞ノ自由ニ関スル追加措置」を日本政府に通告した。これによって新聞紙法・国家総動員法・新聞紙等掲載制限令・新聞事業令・言論出版集会結社等臨時取締法など12の法規が廃止された。日本の新聞は表面的にはかつてない「自由」を得たのである。だが、10項目のプレス・コードに基づく事前検閲が10月8日から始まる。この時期に起きたことの本質は、言論における「統制」から「自由」への転換ではなく、内務省・情報局からGHQへの言論統制権力

の移行だったと考えるべきだろう。

占領全体が基本的には間接統治だったにもかかわらず、この分野でGHQは直接統治を行った。検閲はCIS (Civil Intelligence Section) 所属のCCD (Civil Censorship Detachment) が担当し、新聞の場合、実際の検閲はCCDのなかのPPB (Press Pictorial Broadcast Division) が行った。PPBによる事前検閲は徹底したものであった。

『朝日新聞社史』が1946年1月31日の日付がある「社外秘 連合軍司令部の新聞検閲について」と題した文書の内容を紹介している¹⁸⁾。当初、大刷り（新聞1ページ大のゲラ刷りのこと）で検閲を受ける方針だったが、「予想に反して検閲は相当に厳重で削除箇所が多く」、その後の作業に手間取るため疑問のある記事はなるべく小刷り（1ページ大に組み込む前の小分けした記事のゲラ刷りのこと）によって事前検閲を受けていた。ところが、2月1日以降、全部の原稿を小刷り段階で事前検閲すると指令されたという。

当時の新聞は裏表2ページしかなかったとはいえ、小刷りともなれば、相当の量になる。読売新聞社検閲課に勤務していた高桑幸吉は1948年1月、東京地区のデータとして「(読売だけで) 計一日約七百本程度が検閲を受けていたわけで、各新聞社、通信社の分を集計すれば、おそらく一日で5千本を超していたのではなかろうか¹⁹⁾」と記している。

プレス・コードそのものの規定はごくあいまいだったから、各新聞社ともGHQ側の意図を忖度すべく、苦勞した。『朝日新聞社史』が紹介する「社外秘 連合軍司令部の新聞検閲について」という文書も、東京本社整理部査閲課を中心に「検閲開始後今日までの経験」から「こうした記事が危ない」というかたちで、「編集各部ならびに出稿各部の参考に供する」ために作られたものである。冒頭、「連合軍司令部の施策方針の内容」「外地における邦人の悲惨な状況」「進駐軍の非行事件」の3つが「特に留意されるやうお願ひする」ものとされ、さらに25項目が「削除された原稿」の削除理由（もちろん、これは推測ということになるが）として列挙されている。

「戦争責任問題に関し、無反省な言辞を弄せしもの」や「日本の過去の戦争を正当なりとする言説」といった項目は分かりやすいが、「国際情勢中、連合国間の対立不和軋轢等を暴露するもの」「連合国と日本との関係を対等なるかの如くに扱った用語」となると、解釈は微妙に揺れそうな気がする。

では、検閲の結果、どれぐらいの記事が削除されたのか。有山輝雄が1947年4月から8月までの統計 (CATEGORIES OF DELETIONS & SUPPRESSIONS) を紹介している²⁰⁾。たとえば、1947年4月の場合、日本の報道機関作成のニュースで一部削除ないしは禁止とされた件数は3006件に及ぶ。30項目に分類されていて、多い順に挙げると、Glorification of Feudal Ideas 557件、Incitement to Violence or Unrest 413件、Unwarranted Involvement of SCAP or Occupation Forces 374件である。封建思想の賛美や暴動・不穏な動きの煽動というのは具体的ケースはともかくとしてイメージ的に分かるが、3番目はよく分からない。GHQにとっては好ましくないかたちで連合軍・占領軍へ言及した記事ということか²¹⁾。

いずれにしろ、検閲は厳しく行われたのである。しかも、問題は実際に検閲で削除された記事の

量以上に根深い。検閲の恐ろしさの本質は「検閲がある」ということによって人々の思考様式そのものに大きな影響を与えることである。よく知られているように、江藤淳はこうした事態を「閉された言語空間」と呼んだ²²⁾。

1945年10月8日から始まった事前検閲は1948年7月14日まで続いた。翌日からは事後検閲となり、10月24日には検閲制度そのものが廃止された。

3 1949年の「夢」——朝日新聞の「中立」社説

朝日新聞が「中立への道」と題する社説を掲載したのは1949年3月4日である。論説主幹の笠信太郎が執筆した²³⁾。占領はすでに3年半余り続いていた。講和条約の締結による占領終結が日程に上っていた。しかし、検閲制度はなくなっていたとはいえ、いまだ日本は（そして、当然に日本の言論報道機関も）占領下にあった。米国とソ連による冷戦はすでに多様なかたちで始まっていた。こうした時期、社説「中立への道」は何を主張したのか。以下、その点を検討することになる。まず、この社説が書かれた大前提を知らなければならない。

この社説が掲載される前日3月3日の朝日新聞は1面トップに「日本の中立を維持／マ元帥言明／侵略には断固防衛」という見出しの記事を載せた。「ロンドン一日UP＝共同」の記事で、日本を訪れてマッカーサー元帥と会談した「ロンドンの「デイリー・メール」重役ウォード・プライス氏」の会見記である。

『デイリー・メール』は1896年に創刊された大衆紙で、ある時期までナチを支持していたことからうかがえるようにならかなり右派系の新聞のようだ。プライスは同紙の論説主幹だった。この時期に訪日した目的その他は分からない。『マッカーサー回想記』などマッカーサー側の記録にもこの会見のことは記されていない。いずれにしろマッカーサーは日本の報道機関に対して会見することはなかったから、日本の新聞としてはこうした大きな扱いになったのだろう。前文の後、一問一答のかたちで、会見の中身をくわしく報じている。見出しになった部分は、以下の部分である。

マ元帥 戦争が起つた場合、米国は日本が戦うことは欲しない。日本の役割は太平洋のスイスとなることである。

プライス氏 しかし日本が攻撃された場合はどうか。

マ元帥 日本が攻撃された場合は米国は確かに日本を防衛せねばならない。しかし私はソ連が日本に攻撃を加えるとは思っていない。

これは本文の冒頭部分。なぜか、質問がないまま、いきなり「マ元帥」の発言になっている。続いて「ソ連の極東侵略は不可能」という見出しがついたいくつかの問答があって、次は「日本を同盟国に望まず」という見出し部分の問答である。

ブライス氏 米国の太平洋戦略における日本の役割は。

マ元帥 米国は断じて日本を同盟国として利用する考えはない。米国が日本に望むことは中立を維持することだけである。(傍点, 引用者。以下同じ)

マッカーサー発言をどう理解すべきなのかは後に検討する。ここでは、「日本の中立を維持」という大きな見出しになっているにもかかわらず、一問一答の中に「中立」という言葉が登場するのは傍点を付した部分だけであることを指摘しておく。

社説「中立への道」は、このマッカーサー会見記を受けて書かれた。社説は会見記の内容を次のように要約する。

マ元帥は戦争が起った場合、米国は日本が戦うことを欲しないし、また米国は断じて日本を同盟国として利用する考えもない。米国が日本に望むことは中立を維持することであり、太平洋のスイスとなることである、との重大言明を与え、もし日本が攻撃された場合は米国は確かに日本を防衛せねばならないが、自分はソ連が日本に攻撃を加えるとは思っていない、とその極東戦略の見通しについて合せて語っている。これはマ元帥による日本の中立維持の一大宣言である。

社説は、マッカーサーについて「事実上日本の政治、経済その他あらゆる領域にわたって最高の指導権を握っている」とした上で、その人物が「将来の日本の地位について強く中立維持を宣言したことは、今後の国際関係に大きな反響を呼び起すものといえよう」と、「マ元帥の日本中立宣言」の重大性を繰り返し強調している。

会見記について以上のような「解釈」を示した後、社説は自身の立場を表明する。

米ソ両大国の間にはさまれたわが国としては、将来如何なる事態が発生しようとも、断固として中立国としての地位を守らねばならぬことはいうまでもない。いうところの中立は、国際条約に保障された中立国という意味だけではなく世界的に巨大な実力を有する米ソ両国間における確固たる保障がなければ、永続の可能性はうすらぐものといわねばならぬ。

「戦争放棄」を掲げた日本国憲法が施行されたのは1947年5月3日である。この社説が書かれるほぼ2年前。公布から数えれば3年前になる（ちなみに5月3日が「憲法記念日」として国民の祝日になったのは1949年から）。「断固として中立国としての地位を守らねばならぬ」と主張した社説は当然に、憲法のこの部分に言及する。

戦争の放棄を宣言し、陸海空の戦力を捨て去ったわが国が歩む途は、平和の途であり、中立の途である以外には絶対はない。

見事な断定である。中立に対するこの「絶対的自信」に至る経緯をもう少し追ってみよう。1949年2月14日、朝日新聞に「精神的な自立」と題された社説が載った²⁴⁾。次は、その冒頭である。

ロイヤル長官の訪日を機として米国の極東政策について種々の臆測が行われていたが、十一日の米国各通信社の東京電報が、大体に一致して、戦争突発の場合に米国は日本の戦略的地位を軽く視て日本占領軍を引揚げるかも知れぬという観測を伝えたことは、内外にかなりの反響を呼び、ことにわが国民に対しては相当の衝撃と不安を与えたようである。

ロイヤルは当時の米国陸軍長官である。ロイヤルは来日してマッカーサーと会談した。彼が離日した後、2月12日、米国の「某高官談」という記事が東京発の外電として朝日新聞など各紙に載った。それが、社説のいう「十一日の米国各通信社の東京電報」である。「某高官」が語った内容は、①戦争に際して日本は米国の重荷になる②アジアの戦略的価値はヨーロッパに比べて第二義的だ③米国は自国の利益にしたがって日本から撤兵する権利がある——というものだった。「某高官」はロイヤル長官と推測された。

この記事は社説が書いているように、大きな反響を呼んだ。すでにハワイに到着していたロイヤル長官自身が発言を否定し、ワシントンで開いた記者会見やラジオ放送などでも重ねて「日本における米兵力を変更することは企図していない」と言明した。

ロイヤル長官が実際に米国記者団にどのようなことを語ったかは今となっては不明である。だが、当時の米国政府が冷戦の舞台は何よりもヨーロッパであり、アジアは当面、「心配はない」と認識していたことはまちがいない。

社説は「われわれはむしろ、かかる報道こそわが国民の覚悟をテストするのに最もよき試験紙であると思う」と続ける。そして、これからも各種の報道があるだろうが、それらにいちいち振り回されることがないようにするためには、日本人として「確固とした自立意識」と「右顧左弁せざる覚悟」を持つことが肝要だと説き、「日本の中立化」に言及する。

平和国民を宣言した戦後の大方針は、何らかの外力に依存して貫徹できるものではなく、あくまで自分自身の上に立つ精神的態勢が定まってこそ、確保できるものである。外に向って何ら事を構えようとせず、その武力を自ら放棄した平和国民が、その信念の通りに行動するかがり、平和国民をうかがうものはあろうと思えない。今回の東京電報に依って、かつての極東英軍総司令官パーシヴァル中将が、日本の中立化の必要を説いているのは、わが平和国民の歩くべき道と合致するのである。

『笠信太郎全集』の注記によると、この社説は「朝日が日本の「中立」を主張した最初のもの」だという²⁵⁾。執筆した笠信太郎自身が、後年、この社説を書いたいきさつを次のように書き記している。

これ（某高官談——引用者）は、アメリカ側の日本に対するパロン・デッセー（観測気球）ではないのか。米軍が引揚げるといった場合に日本側がどういう反応をみせるか、その打診だと見たのである。……私は、この虚報らしいものに応じて、はじめて中立についての最初の発言を試みる機会をとらえることになった。……向うが観測気球なら、こちらも、ということもあった。そこで、進駐軍の撤退は結構、こちらは中立でやっていきましょう、という簡単な論旨を述べたわけであったが、この社説を、連合軍司令部はめずらしく黙過した²⁶⁾。

正直な述懐であろう。「観測気球」だったというのだ。たしかに「最初に「中立」を主張した社説」というには、いわば「おっかなびっくり」という感じである。「日本の中立」の主張そのものが「かつての極東英軍総司令官パーシヴァル中将」の発言²⁷⁾に乗っかって行われている。

ここで確認しておく、この社説が掲載されたのは2月14日で、最初に取り上げた社説「中立の道」が掲載されたのが3月4日である。20日足らずしか経っていない。恐る恐るあげた「観測気球」は一気に断固たる主張に変わった。しかも「中立日本」が既定事実かのように「断固として中立国としての地位を守らなければならぬ」と主張され、「中立の途である以外には絶対はない」と自信満々に言い切るようになった。

突然の変化をもたらしたものは、いうまでもなくこの社説の前日に掲載されたマッカーサー発言である。恐る恐る「観測気球」をあげてみたら、何とほかならぬ占領下日本に「絶対者」として君臨する人は「中立」論者だった——。つまりマッカーサーの「お墨付き」を得たというわけだ。後にみるように、こうした理解は誤っていたのだが、自らの期待がマッカーサーの発言の文脈を読みとる目を曇らせてしまった朝日新聞は、この後さらに一層「中立」を高く掲げるようになる。

4月12日、朝日新聞は「永世中立の可否」というタイトルの社説を掲載した²⁸⁾。国会で「永世中立」への疑念を表明した吉田茂首相を批判した内容である。吉田首相の発言は4月7日の参議院本会議で帆足計（緑風会）の代表質問に答えたものである。以下、「国会会議録検索システム」を利用してそのやりとりを簡単に紹介する。

帆足は「過般マッカーサー元帥はデーリー・^(ママ)レール通信員ウオード・プライス氏との談話において次のように述べております」と、朝日新聞の社説と同じように、マッカーサーの発言を紹介する。原爆の惨禍などにふれた後、吉田首相に次のように質問している。

日本は世界最初の原子爆弾の天刑に見舞われた国として、武装を放棄せる国家たることを名誉と考え、賢明なるスウェーデン、スイツツル（スイス、引用者）のごとく、一切の国際紛争に超絶して永世局外中立の立場を守り抜くことが必要であると確信いたしますが（拍手）、政府はこれに対し如何なる御見解と信念を有せられるのでありましょうか。吉田総理大臣にお尋ねしたき第一点はこの点でございます。

スウェーデンは朝日新聞の報道には登場していなかったが、帆足は前段で「日本の役割は太平洋におけるスウェーデンやスイツツルのごときものであるべきだ」と、マッカーサーの言葉を紹介して

いる。

これに対して答弁に立った吉田は「私は直ちに永世中立という立場をとることがよいか悪いかということについては多少の疑念がございます」と応じて、ベルギーの事例をあげて、次のように答弁した。

例えばベルギーのごときは永世中立国でありましたが、これも戦争に巻き込まれたのが第二次戦争（世界大戦、引用者）における事実であります。故に永世中立の立場をとるがよいかということは余程考うべき問題ではないかと思えますと共に、然らば日本が戦争に巻き込まれないようにするにはどうしたらよいか。これは私は飽くまでも日本が民主政治に徹底いたし、民主政治の国々とよい関係を持ち、又民主政治の国々が、日本は真に平和を愛好するのであり、又日本は世界の平和に飽くまでも貢献するという国民が決意を持っておるということを示すことが、日本が今日において先ずとるべき態度ではないか、こう私は考えるのであります。

吉田のいう「民主政治の国々」とは要するに米国以下の西側諸国のことであり、ここには後の講和条約をめぐる「全面講和」と「部分講和」の対立がほのみえているわけだが、朝日新聞社説はこの吉田答弁にストレートに反発した。「この答弁はいささか遺憾であった」とした上で、「答弁はなほだ軽く受け流されている。その答弁に対して、強い反撃もなされていない」と苛立ちすらみせる。

吉田がベルギーを事例にしたことに対しては「引例で議論を決するなら、スイスは一世紀半の中立を維持し続けていることを言わねばならぬ」と応じる。2月14日の社説「精神的な自立」に登場したパーシヴァルはもちろん、マッカーサーも当然に「援軍」として登場する。

最近において日本の中立を示唆したのは、かつてのシンガポールの司令官パーシヴァルであった。次で、日本は東洋のスイスであるべきことを奨めたのは外ならぬマッカーサー元帥であった。

マッカーサーの発言は「太平洋のスイス」だったはずだが、ここでは「東洋のスイス」と微妙に変わっている。スイスについては「その中立という立場から、赤十字その他の人道的立場からする国際的事業に献身していると同様の役割を演ずることができるはずである」というように、「模範国家」として称揚される。そして、経済の自立と政治の安定が「絶対必要の条件」としながらも、「永世中立そのものの可否については、ほとんど疑点はあるまい」と高らかに宣言するのである。

朝日新聞のこうした「永世中立」の主張は講和条約をめぐる「全面講和」論につながっていくのだが、繰り返していえば、マッカーサーから「お墨付き」を得たとの思いが、朝日新聞（あるいは論説主幹の笠信太郎）にかくも断定的なかたちで「中立」を語らせたのである。

だが、「中立」を語る時、マッカーサーはいうまでもなく一方の当事国の軍事支配者だ。その人物の発言に大きく依拠して「中立」を高らかに語ることの、ある種の滑稽さに朝日新聞をはじめ

とした「中立」論者たちは気づいていたのだろうか。すでに述べたように、この時期、事後検閲も含めてGHQによる新聞検閲そのものはなくなっていた。しかし、これはやはり占領期の言論空間の強烈な磁場を教えてくれる出来事である。

しかも、「お墨付き」と考えたマッカーサーの発言は子細に読めば、彼らの理解が誤解に等しいことが分かる。すでに指摘したように、「中立」という言葉は、一度だけしか語られていない。それは「米国は断じて日本を同盟国として利用する考えはない。米国が日本に望むことは中立を維持することだけである」という文脈だった。「同盟国」ウンヌンは、要するに極東でソ連との戦争が起きた場合、ということである。冒頭では、これもすでに引用したように「戦争が起つた場合、米国は日本が戦うことは欲しない」と述べている。

つまり、「中立」という言葉は、いまふうの言葉で言えば、極東で「有事」の場合にも米国は日本を同盟国として頼らないということを語るために使われているだけだ。当時の日本は軍備を捨てた復興途上の敗戦国だったのだから、この発言の真意はむしろ「頼れない」ということだっただろう。なるほど、「太平洋のスイス」という表現もあった。だが、それもあくまでも「戦争が起つた場合」という仮定の話の中で登場した。マッカーサーは日本が一般的な意味で「中立国家」になることに対して支持を表明したわけではなかったのである。

こうしたマッカーサーの発言は、先に「某高官談」の波紋（ロイヤル米陸軍長官の発言とされた「東京電報」）にふれた際に指摘したように、冷戦の状況に関する米国政府の理解と直接つながっている。冷戦はまちがいなく深まっていた。だが、その舞台は何よりもヨーロッパであり、米国政府は当面、アジアで深刻な問題が起きることはないと考えていた。この点はむしろマッカーサーも同じだった。というより、アジア地域の米軍司令官たる彼の認識が本国に反映していたのである。

問題の会見でもマッカーサーは「私は最近の中共の勝利に拘らず、太平洋における米英の権益は絶対に安全であると確信しており、また一月の総選挙における共産党の進出に何等心配していない」と語っている。こうした認識は、これもやはり記事にあるのだが、たとえソ連政府が日本に対し侵略的意図を抱いたとしても、その実現は現実には不可能だという見方とつながっていた。

「ソ連の侵略的意図」の実現はともかくとして、翌1950年6月、北朝鮮軍が韓国に侵入し、朝鮮戦争が始まってしまったことから考えると、マッカーサーの状況認識はかなり「甘かった」ということになるかもしれない。朝鮮戦争は冷戦が東アジアの地域で「熱戦」になってしまった事態だった。米国の日本に対する態度も変わらざるをえなかった。事態の変化を受けて、朝日新聞はどのような社論を展開したのだろうか。朝鮮戦争勃発直前の講和条約をめぐる社説から検討しよう。

4 1950年の「現実」——朝日新聞の「講和」社説以後

朝日新聞は1950年5月20日から22日まで3回連続で「講和に対する態度」という社説を掲載した²⁹⁾。すでに講和条約に関する論議は進んでいた。「全面講和」か「部分講和」かが、そこでの焦点だった。この社説は朝日新聞の社論を鮮明にするために書かれたといえよう。『朝日新聞社史

昭和戦後編』第3章「冷戦下、「全面講和」を主張」³⁰⁾は「説得力ある論旨を展開した」と述べて、この社説の第1回目の大半を引用している。

朝日新聞は、何を、どのように主張したのか。

20日は「問題の焦点は何か」と題されている。講和の内容に関して「国論必ずしも一致していないと見えるのは遺憾」として、いまだ問題の焦点が国民に広く理解されていないとする。社説は「講和によって如何なる日本が生まれてくるか」が最大の焦点だと指摘し、論点を3つあげる。

まず「講和会議の形式として全面か単独かという問題」。これについて、社説は「全連合国に降伏している目下の日本の立場からは、部分的講和がよいなどと軽々しく口にすべきではない」と説く。続いて、「講和後における日本の国際的地位が中立的であるべきかどうかという問題」と「軍事基地設定をめぐる問題」があげられる。

「中立」を高らかに宣言していた新聞社として当然のことだが、「我々はこの点で、日本の中立的地位とその保障を訴える」と述べる。そして、「中立態勢が保持されるためには、ある一国の軍事基地がわが国土内に設定されることがあってはならないが、日本の場合には、その中立態勢は関係諸国の確固たる安全保障を受けているものでなければならない」と論じる。

21日のタイトルは「非武装国の国際規約」。非武装・戦争放棄を憲法で規定した「平和国家」の立場がまず強調される。しかし、「非武装国家が、今日の激烈な国際情勢のなかで、何らの保障なしに存立し得るものとは、たれしも考えることはできない」。そこで、社説が提起するのはタイトルにもなっている「非武装国の国際規約」である。

もっとも、言葉はともかく具体的内容はよく分からない。次のように説明されている。

国際連合、または日本と和平を締結する国々が、いな日本新憲法に絶対の賛意を表明した国が、この非武装国の意義を認め、それが実存することを確認し、この非武装国の安全を規定する新しい国際規約を制定することを要望したい。

社説は23日、「軍事基地の問題」というタイトルで続くが、基本的には2日目のこの「非武装国の国際規約」が主張のアルファでありオメガであるらしい。こうした国際規約を結べば、軍事基地をおく必要はないし、その結果として日本の中立的地位も守られるというわけである。

「全面講和」は理想ではあるが、現実的ではないという批判を意識したのであろう、次のような記述もある。

講和問題は現実的である。日本国民も従って現実的でなければならないといわれる。その通りである。ただ何が現実的であるかは、そう簡単ではない。我々を取巻く四囲の情勢にさおさして無為にして流れるのが現実的だというならば、日本がかつて独伊枢軸に加入したのは、かかる現実政策ではなかったか。それは明かに誤りであった。

しかし、「非武装国の国際規約」なるものが有効性を持つとしたら、それはいうまでもなくその国際規約にソ連も加わることによってである。「講和は結ばないけど、日本の安全は保障しますよ」というわけだ。そんなことに、いかなる現実的可能性があったのか。社説は「要するに、非武装国が世界に認められるならば、その国際規約が作られる事は講和会議の正義でなければならない」というだけだ。

朝日新聞の「講和」社説は3日連続という異例の長文だった。だが、最初に読み返したとき、もって回った表現が気になって、堂々巡りのように思えた。先に引いた『朝日新聞社史』が記しているような「説得力」は、どうにも感じられなかった。なぜだろうか。

要するに、講和条約という国際関係に深くかかわる問題（あるいは、国際問題そのもの、というべきか）にもかかわらず、その点の分析が一切ないことが理由だと気づいた。「全面講和」か「部分講和」かという論点にしても、こうした分析から論じる筋のものだろう。だが、社説は先に引用したように「全連合国に降伏している目下の日本の立場からは、部分的講和がよいなどと軽々しく口にすべきではない」と述べるだけだ。これでは、「形式論」と批判されても仕方がないだろう。

この長大社説が掲載された約1カ月後、6月25日、朝鮮戦争が勃発する。現在では北緯38度線を越えて南下した北朝鮮軍の規模と計画性からみて、北朝鮮の軍事行動がソ連による事前の承認と援助のもとに行われたことと考えられている。つまり、米ソ冷戦の代理戦争にはかならなかったのである。28日には北朝鮮軍によってソウルが占領される。米軍を中心にした国連軍が編成され、後には中国人民義勇軍も参戦し、朝鮮半島を舞台に激しい戦闘が続いた。最終的に休戦交渉が合意したのは1953年7月だった。

日本はむろん参戦したわけではないが、在日米軍は国連軍の主力として派遣されたし、日本列島は兵站基地としてフル稼働した。朝鮮戦争によって米国は早期に講和条約を締結して日本を自らの陣営に引き入れる戦略を加速させた。1951年9月8日にはソ連など3カ国をのぞく国々とサンフランシスコ講和条約が結ばれる。もちろん、「全面講和」ではなかった。同時に、日米安全保障条約が締結され、占領終結後も米軍が日本の安全保障を担って、日本に駐留することになった。後に保安隊、さらに自衛隊へと「成長」する警察予備隊の編成が決まったのは前年7月だった。

朝日新聞が掲げた「中立日本」「軍事基地のない日本」「非武装国家」などの「夢」は「現実」によって打ち破られていった。こうした時期、朝日新聞はどのような言論を展開していたのだろうか。「夢」の結末は、どのように読者に伝えられたのだろうか。

有山輝雄が「長谷部覚書」と呼ぶ資料がある³¹⁾。1947年6月、朝日新聞東京本社代表となり、取締役会長を経て、1949年11月、社長に就任した長谷部忠が残したもので、1950年8月上旬にまとめられたものという。全部で36か条ある。朝日新聞社はこの年7月以降、GHQの指示のもと、共産党員とその同調者とされた人々104人を解雇した。いわゆるレッドパージである。報道機関の解雇率は他産業に比べて高く、最多の解雇者を出したのは日本放送協会の119人だったが、朝日新聞社の解雇者数104人は新聞社では突出して多かった（毎日新聞社49人、読売新聞社34人）³²⁾。「長谷部覚書」はこれによって言論機関としての朝日新聞社がどのような傷を負ったかを赤裸々に教えて

くれる。以下、小稿と直接関連する事項を引く。

この世界情勢の中に於て、米ソ相対立する諸問題を社が取り上げて論ずる場合に、国と国との問題は国際外交の問題として客観的な立場から取り扱ひ、共産党の問題は反共の立場から思想問題として取り扱ふといふ風に、政治問題と思想の問題を明確に区別して行くやり方で、今後押し通せるものであらうか、即ち、米ソの対立関係についての日本の中立を主張する。共産主義体制か民主主義体制かといふことになる。共産主義絶対排撃—反共の立場をとるといふことが実際に何の支障もなく割切れた姿で貫き得るものであらうか。

我々は全面講和が望ましいものとし、早急に単独講和を結ぶより全面講和に努力すべきを主張した。このこと自体は決して間違つてゐない。しかし、全面講和なるものが、いまの情勢で、いったいつになったら出来るだらうか。米ソの関係が急転直下調整されざる限り、その希望はない。現実には朝鮮問題により特に悪化しむろ第三次世界大戦への危険さへ濃厚である。

この現実を無視して全面講和を主張することは、いかなる条件をつけるにしても、共産党などの腹に一物持つものの主張とし混同されて迷惑であるばかりでなく、責任ある新聞の主張としては不適當である。

中立の問題であるが、これも朝鮮事件につき前述の態度（北朝鮮の侵略を批判し、国連の決定、米国の軍事行動を支持——引用者）をとるからには、少くとも今の段階に於て中立論をなすは如何なものか。精神的には国連をサポートするが日本は被占領国であり、独立意志を持たぬから、それ以上の協力は出来ない。……然らば、何らかの実効的なサポートが出来る地位に置かれ、しかもそれが必要とされる場合はどうするか。……そこから中立は崩れるのではないか。

朝鮮事件が今後更に発展し深刻化することを予想すれば、占領が持続されようと、単独講和がその間に出来ようが、日本の中立態勢は思ひもよらないことであらう。

したがって永世中立といふ考は今日の情勢では、あまりに非現実的^(ママ)あり、この非現実的なことを主張すれば反米新ソの色眼鏡で見られる理由ともなる危険もある。

この「覚書」について、紹介者の有山は「重役会もしくは編集論説打合せといった場で、長谷部が提案した文書³³⁾と推定している。論説主幹の笠信太郎の辞職を要求するなど強い圧力をかけてきたGHQとのせめぎ合いの結果であることは有山が詳述しているが、いずれにしる朝日新聞社としては完全な社論の変更だった。

こうした社論変更に対して「全面講和・中立」を主張してきた笠をはじめとした人々がどのように反応したのか知りたい。いかなる社内論議があったのか。残念ながら、その点を教えてくれる資料は知られていない。ただ、笠らが社論変更に関し反論した事実がないことははっきりしている。

笠は1962年12月まで論説主幹の地位にあり、途中から取締役（1951年11月～）、常務取締役（1956年12月～）として経営陣にも加わっている³⁴⁾。

では、読者に対しては、どうだったのか。「全面講和・中立」からの撤退は、社説などの紙面ではどのように展開されたのか。一言でいえば、それはなし崩しになされたといわざるを得ない。たとえば、「非武装国の国際規約」による日本の安全保障を主張していた点は、どうか。ここでは1951年1月22日の社説「まず精神的基盤を」³⁵⁾をみてみよう。主題は「日程に上ってきた自衛ということ」である。社説は、この問題についてタイトルが示すように「第一に突当る壁は、一つの精神的な問題」と主張する。

わが憲法が平和を初めから与えられたものの如く規定したのは、いまでは国民の思考の上に幾多の混乱を起している。憲法は、一言にしていうと、他国から戦いをしかけられるようなことはあり得ないという建前をとった。これは立派な建前であったが、それを承認して、この建前を貫徹するには、日本の国際的な位取りについて特別の努力がいるはずであった。ところが、この外国に脅されない地位を作るという努力は、必ずしも十分ではなかった。国際情勢が変わったということもあるが、日本の政治としてはこの国際的な位取りに失敗したともいえる。その結果が、新たな自衛を考えねばならぬ地位に立ったのである。

ここで語られている「国際的な位取り」という表現は意味不明であるが、おそらく朝日新聞が主張した「非武装国の国際規約」のことなのだろう。要するに、「特別の努力」が足りなかったという精神論である。しかも批判されているのは「日本の政治」とともに「平和を初めから与えられたものの如く」に受け取った「国民」に向けられている。「非武装国の国際規約」にはたして現実性があったのかどうかという検討がなされないままに、「新たな自衛」が現実論として主張されている。

講和条約が調印されるまでの過程でも朝日新聞は、講和や安全保障のあり方について種々論じているが、その主張は、そうしたい方はしていないが、つまりは「国民への説明責任をはたせ」ということに尽きる³⁶⁾。6月5日の社説「労組と講和論議の処理」³⁷⁾では、「……全面講和の締結される可能性は、ほとんど望みなくなっている。……依然として全面講和を要求し続けることは単なる願望としてならばともかく、現実的な政策の問題としては、いたずらに共産陣営のいわゆる平和擁護を武器とする世界政策を利するのみである」と主張されるようになる。

講和条約と日米安全保障条約が調印されて3カ月余経った12月14日の社説「国民的見解の分裂」³⁸⁾では、次のように論じられている。

今回の講和について論議するのはすでに後の祭に近いが、もし二つに分裂した両極の見解が、双方からもう少し歩み寄って、具体的な点で歩調を合せることが出来ていたら、国民が幅広くこれを支持してい

るということから、交渉の相手方に訴える力は必ずから違ってくるし、主張には多分の迫力をもつことが出来たにちがいない。実際の結果としても、多少の違いは期待し得たであろうし、また事後における国内の気分はおのずから違うものがあつたに相違ない。その意味で、講和問題をめぐる今回の国内態勢は、デモクラシーとしては明らかに不出来であり、失敗であつたといつて、決して過言ではない。

要するに、国民がもっと「全面講和」の主張に耳を傾け、それが大きな世論となれば状況は違つていたはず、ということらしい。「全面講和」と「部分講和」の主張が「もう少し歩み寄つて、具体的な点で歩調を合せる」という事態はそもそも想定しにくいだが、ここでは、「非武装国家の国際規約」なる主張をもとに「中立日本」「全面講和」を説いた自らの主張がなぜ実現しなかつたのかという分析はまったくないのだ。デモクラシーとして「不出来」「失敗」というのは、どういう意味だろうか。ここには、新聞社の指導者意識（別のいい方をすれば、国民に対する蔑視）が濃厚に漂つている。

1949年3月4日、朝日新聞は「断固として中立国としての地位を守らなければならぬ」と主張し、自信満々に「中立の途である以外には絶対はない」と高らかに宣言した。1950年12月14日、同じ新聞は、講和論議を「後の祭」と切つて捨てた。

5 おわりに——「理想」主義の陥穽

「夢」を見ることは大切だ（「夢」はここで「理想」と言い換えてもいい）。一個の人間の場合、「夢」を持って生きることが、つまりは「前向きな生き方」ということになる。たとえそれが日々の生活という「現実」とミスマッチを起こすことがあつたとしても、私はそうした生き方自体を否定しようとは思わない。

一個の人間と国家を同じように論じることはできないとしても、「国のかたち」というレベルでも「夢」を語ることは大切だろう。その点についても私は「現実はそんなに甘くないさ」といったシニシズムに組みするつもりは毛頭ない。

だが、「夢」と「現実」の間にはいつの場合も隔たりがある。隔たりがあるからこそ「夢」なのだ。その隔たりはまた「現実」に対する批判の根拠にもなる。問題はその隔たりを埋めていくための方策だろう。「夢」と「現実」を、どう架橋するか。一個の人間の場合でいえば、架橋がなされないままでも、大した「弊害」はないかもしれない。しかし、「国のかたち」にかかわる問題では、そうはいかない。社会を構成するすべての人にかかわるからである。

万人が平等で格差のない社会。これは一つの「夢」である。だが、そうした社会は実際にはありえない。この「夢」を「現実」とどうつなぐか。ここに国家の政策が組み立てられる。

小稿が《1949年の「夢」》と名づけた「中立国家日本」についても、私はその「夢」そのものを否定するつもりはない。問題はここでも「現実」との架橋である。世界のそこかしこで戦争が続いている「現実」。戦争のない平和な社会に生きたいという「夢」。その架橋——。

しかし、実際にその「夢」はどのように語られたのか。すでに見たように、それは「占領期の言論空間」の強烈な磁場のもと、マッカーサーの発言に拠って語られた。「現実」との架橋（ここでは、国際環境のなかでその可能性と現実性を冷静に検討することが、その具体的作業ということになろう）がなされないまま、「夢」はあたかも既定の事実であるかのように錯覚された。

「夢」が実現しなかったとき、あるいは実現不可能と分かったときには、では、どうするべきなのか。自身が抱いた「夢」と「現実」との隔たりを改めて検証することが、そこでは不可欠だろう。「中立」という「夢」を掲げた新聞言論は、この点も欠落していた。

朝日新聞の「中立」社説は「戦後民主主義」の心情を「国のかたち」に結びつけたものだった。これまで明らかにしてきた「中立」をめぐる朝日新聞の言説は、「戦後民主主義」の思考様式の原型を教えてくれるものでもある。

「夢」（「理想」や「理念」を根拠にした超越的な言説）を語ることで「現実」を批判する。しかし、「現実」との有効な架橋の論理が欠落している「夢」は結局、「現実」を変えることはできない。小稿では「具体例」にふれることができないが、「戦後民主主義」と総称される思考様式は、繰り返しこのような結果を招いた。

「現実」主義の陥穽³⁹⁾を鋭く指摘したのは、丸山眞男だった。まず、「現実の所与性」と「現実の一次元性」という言葉で、日本人の「現実」認識の傾きを指摘した後、丸山は、次のように述べる。

その時々支配権力が選択する方向が、すぐれて「現実的」と考えられ、これに対する反対派の選択する方向は容易に「観念的」「非現実的」というレッテルを貼られがちだということです。⁴⁰⁾

私はこうした丸山の認識は説得的であると考えている。現実主義なるものはしばしば「現実」を所与としてとらえ、可塑的な側面を考慮にいれない。だから、既成事実を次々に動かしがたいものとして考えてしまう。その結果、現実への追従が起きる。たしかにここには現実主義の陥穽がある。

現実主義の対極に「夢」に依拠する理想主義がある。理想主義には現実主義とは別のかたちの陥穽がある。現実主義の陥穽は、いわばそこでの「現実」設定の誤りの結果だった。理想主義の場合も「理想」をどのように設定するかが岐路になる。

何度も指摘したように、「夢」と「現実」との間には隔りがある。有効な架橋の論理がない限り、その隔りは埋まらない。ところが、理想主義的な思考様式においては、「理想」を「現実」のはるか彼岸に設定する。しばしば「現実」との間に埋めがたい隔りがありさえあるほど、そのことが自らの言説の正しさと純粋さを保証していると考えてしまう。

その結果、何が起きるか。「夢」をみる人々は「夢」を見続けることができるのだ。そこでは、丸山が現実主義について指摘したことと結果としては同じような現実追従が起きる。「現実」に屈服することによって「夢」を見続ける。

奇妙な倒錯といわざるを得ない。

【注】

- 1) 日高六郎『戦後思想を考える』(岩波新書, 1980年) P.1~2。もとになった文章は「戦後史を考える」として『世界』(岩波書店) 1976年9月号に掲載された。
- 2) 小熊英二「インタビュー・丸山眞男の神話と実像」『丸山眞男——没後10年, 民主主義の〈神話〉を超えて』(河出書房新社, 2006年) P.14
- 3) 『丸山眞男集 第九巻』(岩波書店, 1996年) P.183。これは1964年5月に刊行された増補版『現代政治の思想と行動』(未来社)の「後記」に書かれた。
- 4) ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて 上巻』(三浦陽一・高杉忠明訳, 岩波書店, 2001年)
- 5) 大江健三郎『大江健三郎同時代論集 1』(岩波書店, 1980年)所収。初出は, 朝日新聞1964年7月16~18日。
- 6) 前掲書, p.60
- 7) 前掲書に収録されている別の文章(「憲法についての個人的な体験(講演)」によると, 「三十人のクラスに五人分の教科書」だったという。前掲書, p.69
- 8) 同, p.60~61
- 9) 同, p.62
- 10) 山本武利『占領期メディア分析』(法政大学出版局, 1996年)が「GHQ資料の特性」として簡略に説明している(同書, P.1~10)
- 11) 代表的なものに, 山本武利の前掲書のほか, 江藤淳『閉された言語空間——占領軍の検閲と戦後日本』(文藝春秋, 1989年), 有山輝雄『占領期メディア史研究——自由と統制・1945年』(柏書房, 1998年), 同『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』(柏書房, 1998年)がある。
- 12) 佐藤卓己『言論統制——情報官・鈴木倉三と国防国家』(中公新書, 2004年)
- 13) 高桑幸吉『マッカーサーの新聞検閲』(読売新聞社, 1984年) P.36。なお, 有山輝雄が1945年8月14日, 15日に情報局・内務省から報道機関に出された言論報道指導文書に関して主要新聞社・放送局に問い合わせたところ, 「どこも保存はないとの返事しか得られなかった」という(有山, 前掲『占領期メディア史研究』P.115)。以下に引用する資料は, 文体から見て, 原本をいくぶん簡略化したもののような気がするが, このような内容のものが8月14日に示されたことは間違いないだろう。
- 14) 佐藤卓己『八月十五日の神話——終戦記念日のメディア学』(ちくま新書, 2005年)。佐藤は「終戦の放送に泣き崩れる女子挺身隊員」という説明の写真がもともと「戦意高揚写真」として撮影されたものらしいといった興味深い実例を数多く取り上げている。8月15日当日の朝日新聞に載った「宮城前で泣き崩れる民草」の姿を荘重な文章で綴った「一記者謹記」の記事も予定稿だった可能性を指摘している。
- 15) 『朝日新聞社史 昭和戦後編』(朝日新聞社, 1994年) P.16
- 16) たとえば, 「過去における周囲の情勢と, その間に処し来つた吾人自身の態度については, 多くの場合, 止むを得ない事情もあり, それぞれ一定の理由も説明せられないでもない」「個人としての吾人は必ずしも全部が優柔不断であつたとは信ぜられない。しかし組織の一部にあることを思ふ時, この組織を守り通す必要を余りに強く感じたが故に, 十分に本心を吐露するに至らなかつた場合もないではない。

……もちろん当時における施策と吾人の属する組織との要請に従ふべきは当然の話ではあるが、しかもその結果として今日の重大責任を招来しなかつたかどうか」という表現。悪かったのは「当時における施策と吾人の属する組織」ということらしい。

- 17) GHQは9月14日に「言論および新聞の自由に関する覚書」を日本政府に示し、原則として言論の自由を認めつつ、占領政策に反する言論を取り締まる方針を明らかにしている。その意味で、有山輝雄はこの時期の言論空間を「二重権力状況」と呼んでいるのは正確である（有山、前掲『占領期メディア史研究』P.150）。ただし、言論統制の実質的主体はなお情報局にあった。
- 18) 『朝日新聞社史 昭和戦後編』P.28～30
- 19) 高桑幸吉、前掲書、P.10
- 20) 有山輝雄、前掲『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』P.73。この期間は「分類項目が一貫している」という。
- 21) ちなみに、同じ資料を邦訳したものが、山本武利、前掲『占領期メディア分析』が巻末付録に収録している。この部分の訳は「SCAP、占領軍の不当な関与」（P.648）
- 22) 江藤淳、前掲書。
- 23) 笠信太郎は1936年、朝日新聞社に入り、論説委員を経て、特派員としてヨーロッパに渡り、戦後の1948年、帰国して論説主幹となった。社説には署名はないが、『朝日新聞社説十五年 笠信太郎全集 第七巻』（朝日新聞社、1969年）に収録されている。同書、P.23～26。『全集』にしたがって、表記は現代仮名遣いにした。以下、小稿で引用する社説の多くは『笠信太郎全集 第七巻』に収録されている。
- 24) 『笠信太郎全集 第七巻』P.14～18
- 25) 同、P.17～18
- 26) 笠信太郎『日本の姿勢』（南窓社、1965年）P.120～122
- 27) これは「東京電報」の関連で掲載された記事の一つで、2月13日の朝日新聞に「ロンドン十二日発 UP共同」のクレジットで掲載されている。
- 28) 『笠信太郎全集 第七巻』P.35～38
- 29) 同、P.72～84
- 30) 『朝日新聞社史 昭和戦後編』P.113～115
- 31) 有山輝雄『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』（P.237～242）にくわしく紹介されている。以下、本文でのこの資料の引用は同書による。
- 32) 平田哲男『レッド・ページの史的究明』（新日本出版社、2002年）
- 33) 有山輝雄、前掲書、P.242
- 34) 『朝日新聞社史 資料編』（朝日新聞社、1995年）による。
- 35) 『笠信太郎全集 第七巻』P.123～126
- 36) ちなみに、この「国民への説明責任をはたせ」の主張は、現代においても新聞社説の決まり文句とあっていい。むろん、「説明すること」は重要だが、多くの場合、はっきりした主張が出来ない場合に、このフレーズが使われる。
- 37) この社説は前掲、『笠信太郎全集 第七巻』に収録されていないため、執筆者は不明である。

38) 『笠信太郎全集 第七巻』 P.208～211

39) 『丸山眞男集 第五巻』(岩波書店, 1995年) 所収。この論文は『世界』1952年5月号(岩波書店)に発表された。

40) 『丸山眞男集 第五巻』 P.197